

# 大阪市における学校選択制

大阪市では、平成 26 年度から、学校選択制を導入しています。

学校選択制は、小学校または中学校に入学する際に、通学区域（校区）以外の学校を希望により選択できる制度です。

大阪市教育委員会では、大阪の教育力の向上、充実を図り、教育の振興を推進し、子どもたちの最善の利益を図るため、子どもや保護者の意向に応え、各区の実情に即した本市小中学校の就学制度の改善を図る必要があるとの結論により、学校選択制の制度化と指定外就学の基準の拡大を方向性とする「就学制度の改善について」を、平成 24 年 10 月にとりまとめました。

この方針のもと、各区長が子どもや保護者を中心とした区民及び区内の学校長等の意見を丁寧にお聴きした上で検討を行い、区の実情や区民の意向に即した方針案を策定し、教育委員会会議の議決を経て、学校選択制を実施しております。

大阪市における学校選択制は、平成 26 年度より一部の区の小・中学校において開始し、平成 31 年度からは全区で実施しております。

(参考) 大阪市HP「就学制度の改善について」をとりました

<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000192199.html>